

徳島県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機
関として、次のとおり指定した。

令和元年十月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

坂東 良志	施術者の氏名	ばんどう整骨院	施術所の名称	六 板野郡北島町中村字檉切六	施術所の所在地	九日	令和元年九月 指定年月日
-------	--------	---------	--------	-------------------	---------	----	-----------------